

ニュースリリース

2011年7月22日
昭和電線ケーブルシステム株式会社

2011年7月22日付け公正取引委員会の発表について

本日、公正取引委員会より特定VVFケーブルの取引に関連して電線業界の複数の事業者に対して排除措置命令・課徴金納付命令がなされた旨の発表が行われました。

当該発表においては、当社についても独占禁止法第3条後段の規定（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があった旨の言及がございますが、当社は、本件に係る立入検査より前に既に違反行為を取りやめていたこと、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。

当社をはじめ昭和電線グループでは、今後も引き続き、企業倫理の徹底とコンプライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。

以上